

議案第40号

東郷町使用料及び手数料条例の一部改正について

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年8月30日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

東郷町使用料及び手数料条例（昭和49年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2個人番号カードの再交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの発行に係る手数料は、地方公共団体情報システム機構が定めることとされたため必要があるからである。

2 改正内容

個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削ること。（別表第2関係）

3 施行期日

令和3年9月1日から施行すること。